

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名		神奈川県聴覚障害者福祉センター条例	
条 例 番 号	昭和 55 年神奈川県条例第 2 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 6 節
所 管 部 局 室 課		保健福祉部障害福祉課	
条 例 の 概 要		身体障害者福祉法第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち、聴覚障害者情報提供施設である神奈川県聴覚障害者福祉センターの設置及び管理に関して必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県聴覚障害者福祉センターは、聴覚障害者に対して、その社会的自立を促進するために各種の指導等を行うとともに、日常生活に必要な情報を提供するなど、聴覚障害者の福祉の増進を図るために設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立聴覚障害者福祉センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県聴覚障害者福祉センターは設置地域に限らず横浜市及び川崎市を除いた県内の聴覚障害者のための字幕入りビデオテープ等の貸出し、相談及び情報提供に関し、有効に機能している。	平成 19 年度実績 ビデオテープ保有本数 2, 975 本 利用本数 2, 135 本 相談件数（来所、電話等） 延 2, 382 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上や、経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度が導入されており、効率的な運営が行われている。	平成 18 年度から平成 23 年度まで（福）神奈川県聴覚障害者総合福祉協会を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県聴覚障害者福祉センターの機能の充実については、かながわ障害者基本計画に基づいて行われている。また、指定管理者制度を導入しており、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)